

宇都宮市における「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施の方向性について

1 総合事業実施にあたっての国の基本的な考え方

総合事業実施にあたっての国の基本的な考え方について、次のとおり示されている。

○ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、ボランティア等によるサービスやサービスを利用しやすい環境の整備も進めていく。

○ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

○ 介護予防の推進

介護予防の取組が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

2 本市における総合事業の実施に向けた方向性について

本市における「総合事業」の実施に向けては、国の基本的な考え方を踏まえ、本市の実情に応じた多様な主体によるサービス提供や本市の特性を活かした取組などが可能となるよう、次のとおり取り組むこととする。

(1) 現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービスについて

- ・ 国においては、現行の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の利用を必要とする要支援者が継続してサービスを利用することが可能となるよう、従来の予防給付と同様の指定事業者制（「みなし指定」）の導入によりサービスを確保することとしている。

- ・ このため、現行の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」に相当するサービスについては、「みなし指定」により、現行の指定事業者からのサービスを継続して実施するものとする。
- ・ 現行の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」に相当するサービスの単価や利用負担割合等については、近隣市町と調整を図りながら、国基準を基本に整理する。

(参考)「みなし指定」について

平成27年3月31日までに介護予防の指定を受けていた事業者については、平成27年4月1日に総合事業の指定を受けたものとみなされる。

(2) 多様なサービスについて

- ・ 国においては、多様なサービスの提供に向け、ガイドライン等において示す「サービスの類型」を参考に、地域の実情に応じてサービス提供の在り方を検討することとしている。
- ・ 本市においては、現時点において様々な介護予防・福祉サービスを提供しており、こうしたサービスの移行について検討していく。
- ・ また、先進市の取組や国が示すモデル例などを参考にするとともに、本市の関係機関やボランティア団体などとも意見交換を行いながら、多様な担い手に対する支援の在り方についても検討を進める。

(3) 一般介護予防事業について

- ・ 国においては、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーションに関する専門職を活かした取組を推進し、介護予防を推進することを目指している。
- ・ 本市における「介護予防事業」については、これまでも、多くの高齢者が参加できるよう公民館など身近で小規模な会場での開催や、地域で仲間と一緒に取り組む自主グループの支援に取り組んでおり、また、身近な会場への通いが困難な高齢者に対しても、専門職の派遣などに取り組んでいる。

- ・ このため、本市における「一般介護予防事業」については、国の考え方を踏まえつつ、現行の介護予防事業を基本に整理する。

(4) 基本チェックリストについて

- ・ 国においては、要支援者等が介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合は、地域包括支援センターや市町村窓口において要介護認定等を省略し「基本チェックリスト」を用いて事業対象者とするこゝで、迅速なサービスの利用が可能としている。また、市町村窓口で「基本チェックリスト」を実施した場合には、基本チェックリストの実施結果等を、総合事業による介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに送付することとされている。
- ・ このため、本市における「基本チェックリスト」の実施にあたっては、国の考え方を踏まえ、地域包括支援センターと調整を図りながら、受付から介護予防ケアマネジメントまでの流れについて検討を進める。

3 その他

○ 生活支援・介護予防サービスの充実等について

- ・ 国においては、多様なサービスの充実を図るため、ボランティアなど多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進していく必要があるとしており「生活支援コーディネーター」の配置や市町村区域・日常生活圏域などにおける「協議体」の設置を進めるとしている。
- ・ 本市においては、これまでも、地域ネットワークの充実に向け、地域包括支援センターが中心的な役割を担ってきたところであり、また、市域全体や日常生活圏域などで、様々な専門機関や関係機関が参加した情報共有の場が確保されていることから、こうした本市の特性を活かせる体制の在り方について検討を進めていく。

4 総合事業の実施に向けたスケジュール（案）について

平成27年11月 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

※ 総合事業の方向性について

平成28年 3月 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

※ 総合事業の内容について

6月 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

※ 総合事業の実施に係る基準等について

7月 本市の総合事業実施内容の決定

8月～ 市民周知，事業者説明会・研修会，事業者指定等の実施

12月～ サービス移行調整・事業実施準備

平成29年 4月～ 総合事業の実施